

国家・社会関係の変容

—C・オッフェにおける「作為」と「制御」の論理の検討を通じて—

田 村 哲 樹

(二)

はじめに

第一章 問題意識

第一節 問題の所在

第二節 「作為」と「制御」

(1) 政治と「作為」の論理

(2) 「制御」と「作為」

第三節 従来のオッフェ評価とその検討（以上、第一七二号）

第二章 「後期資本主義」論の問題設定

第一節 「二次元的社會」から「後期資本主義」社会へ

第二節 「後期資本主義」論の問題設定

第三章 国家における「作為」の論理とその限界

第一節 政治制度の選択メカニズム

第二節 国家の「制御」の限界・三サブシステムモデルから国家の内部構造へ

第三節 正統化論における転換

第四節 小括（以上、本号）

第四章 社会による「作為」の論理再活性化への契機

第五章 国家・社会関係の変容

おわりに

第二章 「後期資本主義」論の問題設定

第一節 「一次元的・社会」から「後期資本主義」・社会へ

本章では、オッフェの「後期資本主義」論の目的と意義を検討する。彼がこの概念によつて目指したことは次の二点であった。すなわち第一に、「作為」の論理を最大限考慮した現代社会論の提示、第二に、国家の「制御」の一定の有効性の確認とその限界の明確化、である。

とはいへ、その理論には今日から見て、なおも問題点が存在したことも事実である。したがつて、上に挙げたようなオッフェの議論の特徴を明確にするためには、オッフェがどのような議論との対抗を念頭に置いて、「後期資本主義」論を提起しようとしていたのかという点に対する考慮が必要である。その際に本節では、H・マルクーゼの代表作である『一次元的人間』⁽¹⁾は、国家の制御能力の貫徹を主張する議論として捉えることが可能である。この議論が社会・政治秩序が諸行為によつて形成されるという次元を正しく捉えることができないということ、そしてその次元——それが「作為」の論理であるが——を位置づけること、これこそオッフェの「後期資本主義」論の出发点であつたと思われるるのである。⁽²⁾

マルクーゼによれば、現代社会は、技術的な合理性の全面的な貫徹を特徴とし、それは、諸個人の意識レベルにまで及ぶのである。したがつてそこでは、現状からの一切の超越を斥ける「一次元的な思考と行動のパターン」が現れる。⁽³⁾そこでは、「テクノロジーの媒介によつて、文化、政治および経済は、あらゆる選択肢を吸收もしくは拒絶する一個の遍在的な体制へ溶け込んでしまう」のであり、ここにおいて「テクノジカルな合理性は政治的合理性と化することになる」のである。⁽⁴⁾マルクーゼにおいて政治は、技術的合理性の論理へと、そして「一次元的」な社会構造へと吸収されているのであり、それらの間の区別は存在していない。かくして、全面的な管理操作の貫徹した社会としての「一次元的社会」という認識が提出されるのである。

これに対して、オッフェはマルクーゼの描くような管理操作は貫徹し得ないと主張した。ただし、その批判の論理は、労働者階級の能力あるいは、資本主義経済そのものの矛盾を孕んだ構造の過小評価といった、単純なものではない。そのような批判を開拓しない理由は、オッフェがマルクーゼの洞察の一側面については共有していたから

である。その点についてまず述べておこう。

オッフェによれば、批判理論とは、既存の社会システムを「その基礎構造の転換可能性」という観点¹⁾から分析するものでなければならない。しかしオッフェは、この転換可能性は「いわば前革命的な諸条件の下で」、すなわち変革への欲求が顕在化していない状況の下で、構想されるしかないと考える。

このような困難な状況においては、批判理論は変革の欲求の潜在を、「一時的で、実践的に止揚可能なもの」と解釈することに成功する場合にのみ、一貫したものであり続けることができる²⁾のである。

批判理論にとって「困難な状況」とは何か。それは、賃労働と資本の階級対立という伝統的なマルクス主義の想定が「組織資本主義」の段階としての現代社会において明らかに有効性を喪失してしまった状況である。マルクーゼが考えたように、六〇年代には既に、労資の階級対立の先鋭化による資本主義の革命的転換という展望は消滅したのであつた。³⁾オッフェは、「確かに今日の歴史は伝統的な階級闘争の歴史ではない」と述べることによって、この「困難な状況」についての洞察をマルクーゼと共に共有するのである。だからオッフェが批判するのは、現時点を「一次元的社會」と表現すること自体の是非よりも、マルクーゼがそれを永遠のものとして捉えていることである。すなわち、マルクーゼは「変革の欲求の潜在を『一時的で、実践的に止揚可能なもの』と解釈することに成功」していないのであり、この意味で彼の議論は批判理論の意義を喪失しているとオッフェは主張するのである。したがつて、オッフェの理論的課題は、この「欲求の潜在」を承認した上で、ではどのようにしてそれは「実践的に止揚可能なもの」と「解釈」することができるのか、ということになるわけである。そのためには、マルクーゼの「欲

求」概念に批判を加えることから始めるのであるが、その批判の内容を見る前に、マルクーゼが「一次元的社會」の変革可能性についてどのように論じていたかについて、ここで議論のために必要最小限のポイントに絞つて述べておくことにしたい。

マルクーゼによれば、「一次元的社會」においては「管理されている諸個人がその隸属状態を突き破つて自己の解放を達成する手段や方法は、ますます想像しがたいものとなる⁽⁸⁾」。ここで「自己」の解放とは、「虚偽の欲求を真実の欲求に置き換えること⁽⁹⁾」を意味している。しかし「一次元的社會」において、この「自己」の解放としての「真実の欲求」の達成の可能性はどこに存在するのであろうか。マルクーゼはそれを、「虚偽の欲求」を作り出している管理・抑圧の貫徹の延長線上に見出すのである。

人間の労働力の物象化は、その極限まで押しやられると、個人を機構へと結びつけている鎖—彼自身の労働が彼を隸属化するメカニズム—を断ち切つて、物象化形態を粉碎するであろう。必然の王国にオートメーションが完成すれば、人間の私的で「しかも」社会的な生活が実現する次元としての自由時間の次元が開かれるであろう。これは、新しい文明に向かっての歴史的超越となる⁽¹⁰⁾。

疎外の体系であるオートメーションが「完成すれば」、その地点において、物象化それ自体が「物象化形態を粉碎する」。マルクーゼは、この「歴史的超越」は「歴史的必然性への自由の介入」なのであり、それは「決定的な選択」としてのみ可能であると述べる。すなわちマルクーゼは「一次元的社會」からの「解放」の筋道を、「歴史的必然性への自由の介入」としての諸個人の「歴史的決定に対する選択と決断」に求めようとしたのである。

このようなマルクーゼの議論の限界は、その粗雑な弁証法的発想にある。彼が諸個人の「選択と決断」を強調していること自体は重要である。しかし問題はその「選択と決断」に根拠がないことである。どのようにして「選択や決断」は可能なのか、どのようにして諸個人の「選択と決断」が集合的な意志・意図となり、社会の変革へと結びつくのか、このような論点についてマルクーゼは答えることができない。¹¹²⁾したがって、「虚偽の欲求」から「真実の欲求」へという彼の「解放」のシナリオも説得力のないものとならざるをえないのである。

オッフェがマルクーゼの「欲求」概念を批判することによって明らかにしようとしたのは、以上のようなマルクーゼ理論の問題点であった。オッフェは、マルクーゼにおける「欲求」が「電撃的・突発的にひらめく欲求であり、歴史的進歩の連続体における段階を有していない」ものとして構成されていると指摘している。¹¹³⁾注意すべきことは、オッフェは、マルクーゼが「欲求」という概念を持ち出していること自体を批判しているのではないということである。そうではなく、オッフェが問題にしているのは、諸個人の「欲求」がどのようにして「社会的利害」として構成されてゆくのかがマルクーゼの議論では不明であるということである。すなわち、マルクーゼには、諸個人の「欲求」が「社会的利害」へと媒介・構成されるという次元が欠けているのである。そのためには、マルクーゼの「一次元的社會」は、「技術的な宇宙」というシステム自体によって産出され再生産される¹¹⁴⁾ものとして觀念されてしまうのである。オッフェはこのことを次のように主張している。

文化人類学的・生物学的な欲求という定数の援用も、その範囲、及びそれが「社会的利害」として申し立てられ貫徹されることが可能となる産業社会の社会構造の諸制度を挙げることができなければ、抽象的なままに止まる。なぜなら、決して直接的にではなく、変化の意図への翻訳という迂回路を経由してのみ、生物学的欲

求は制度システムを変革することができるからである。⁽¹⁵⁾

諸個人の「生物学的欲求」が「制度システム」の「変革」へと至るためには、前者は「社会的利害」あるいは「文化の意図への翻訳」という「迂回路を経由」しなければならないはずである。ところが、この「迂回路」、すなわち諸個人の「生物学的欲求」と「制度システム」との間の媒介項についてマルクーゼは何も説明していないのである。さらにオッフェによれば、マルクーゼが「産業システムの安定性を構成する『利害』の想定」をも「放棄」していることも問題である。このことが「システムの原理的な変換可能性の脱問題化」をもたらしているのである。⁽¹⁶⁾ここでもオッフェは、「社会的利害」という次元を強調している。すなわち彼は、「一次元的社會」を構成し支えているはずの「社会的利害」という次元が欠落していることを批判しているのである。

こうしてオッフェは、次のように述べる。

：批判理論はその固有の一貫性のために、産業的な支配システムの安定性と歴史的な衰退可能性とを、具体的な「社会的に解釈された諸利害」の・ダイナミズムから再構成しなければならない。すなわち批判理論は、諸利害の外的な「現象像」、すなわちテクノロジー的宇宙「としての「一次元的社會」」を、その歴史的に可変的な基層、すなわち欲求の文化人類学に、「何の媒介もなく」突発的に対置してはならないのである。⁽¹⁷⁾

一見、「一次元的社會」と映る構造も、実際には、諸個人の「欲求」が「社会的に」構成された諸「利害」として表出し、対立し合う過程を経て、形成されているはずである。オッフェは、「社会的に解釈された諸利害」という次

元の重要性を主張することを通じて、「一次元的社會」があくまでも人間の構築物であることを指摘したのである。本稿の用語で言えば、オッフェのマルクーゼ批判は、マルクーゼの「作為」の内実が極めて不十分であることに向けられたものと言えよう。

オッフェのマルクーゼ批判をこのように理解するならば、「確かに今日の歴史は伝統的な階級闘争の歴史ではない」が、「階級闘争の今日的形態」は「依然として歴史の条件である」というオッフェの主張も、彼が依然として「階級闘争」に固執しているとの表われとしてのみ受け止めるのでは、不十分であるようと思われる。⁽¹⁸⁾ 同時期に発表された論文「政治的支配と階級構造」を見ても明らかのように、オッフェが「階級」あるいは「階級支配」という言葉を用いていても、それは「経済的に定義された」ものとしての「階級」ではなく、「政治的に表象された階級関係」という意味においてである。⁽¹⁹⁾ つまりオッフェにおいては「階級」なる実体が存在しているとしても、それは「前政治的」に存在するのではなく、政治を媒介することによって構成されるものなのである。そうだとすれば、オッフェの力点は、「階級」や「階級闘争」それ自体にあるというよりも、それらは「作為」的に形成されなければならないという点にあると言えよう。

以上のようにオッフェは、マルクーゼにおける「作為」の観点の不十分さが「一次元的社會」を永続的に安定的な構造として描きだす原因となつていると考えた。それゆえオッフェの課題は、マルクーゼが見落とした、一方の諸個人の「欲求」と他方の「制度システム」との間の媒介項としての「社会的利害」をどのように理論化するかということになるであろう。より具体的に言えば、この社会の安定性を構成する「利害」と、それに対抗する「利害」とを解明しなければならないということである。しかし、果たしてその契機はどのようにして論理化されうるのか。その契機を説得力をもつて見出すためには、マルクーゼが「一次元的社會」と呼んだ現代社会の「構造」に内在す

る「作為」の契機を剔出しなければなるまい。こうしてオッフェの「後期資本主義」論は、構造主義的あるいはシステム理論的構成を探ることによつて「作為」の契機を見出そうとする試みとして捉えられるのである。

第二節 「後期資本主義」論の問題設定

一般に「後期資本主義」は自由主義的資本主義に対する概念であり、「組織資本主義」、「国家的に規制される資本主義」、「國家介入主義」といった概念とほぼ同義と言われる。⁽²¹⁾したがつて「後期資本主義」とは、現象的には、「総体的な社会的生活過程の『国家による包括的な規制』」、すなわち国家による社会の「制御」が不可避となつた状態を表現する概念なのである。

とはいゝ、とりわけ彼の後の議論との関係に關心がある本稿にとって、この時期のオッフェにとって「社会」とは「資本主義」社会のことであつたことは確認しておく必要があるだろう。彼は資本主義社会を、「(等価) 交換といふ組織原理が『普遍化』、すなわち商品化した労働力にまで拡大され、かつ『支配的』、すなわち規範的・強制的な諸拘束から解放されている」社会と定義する。⁽²²⁾そして彼自身が述べているように、「後期資本主義」論の目的の一つは、現代社会が依然として「資本主義」社会であるとの論証にあつた。⁽²³⁾したがつてオッフェにとって社会の問題とは、商品の交換関係、すなわち資本主義に関わる問題であった。

しかしオッフェは先の資本主義社会の定義に統いて、「交換関係によつて組織された社会は交換関係『それだけ』によつては決して組織されえず、『側面から支えるサブシステム』を必要とする」とも述べている。その「サブシス

統化）の各領域は、水平的な関係として位置づけられる。その中でも決定的に重要なのが政治なのである。⁽²⁶⁾

包括的な国家介入主義に直面するや、もはや「政治的上部構造」の「物質的土台」としての「国家から自由な空間」について語ることはできず、社会的・経済的過程の隙間のない国家による制御について語らなければならぬ。

国家による社会の「制御」を語ることの意味は何であろうか。西ドイツで六六年に成立したキリスト教民主同盟／社会同盟（C D U／C S U）と社会民主党（S P D）との大連合政権、及び六九年からのS P D首班のブラント政権の下でのケインズ主義的な経済政策の推進（その象徴が大連合政権による「経済安定成長促進法」である）という現実の政治過程の動向を見れば、国家の「制御」はある意味で現状の確認にすぎないようにも思える。しかし、オッフェの「後期資本主義」論には、そのような現状の確認に止まらない彼の理論的戦略が盛り込まれているのである。マルクーゼの「一次元的社会」論の前提となっていた労資の階級対立の消失という状況を承認しつつ、しかし政治の性質上、「一次元的」な安定性が永続的に維持されるという保証はないということを明らかにすること、これが「後期資本主義」論の目的であった。以下でその理論構成を見てみよう。

オッフェはまず、「矛盾」の概念を構造主義的に捉えるべきであると述べる。オッフェは、構造主義的マルクス主義者であるM・ゴドリエ Maurice Godelier の矛盾概念についての叙述を引用した後で、次のように述べている。

そういうわけで、矛盾と矛盾に由来する発展のダイナミズムとは、異なる諸構造の「機能的両立可能性」の

問題として理解されるのであり、まずもって諸集団あるいは諸階級の間のコンフリクトとしては理解されない²⁹のである。

なぜ矛盾はあくまで構造間の「機能的両立可能性」の問題として理解されなければならないのであろうか。オッフェにとって、矛盾＝集団・階級間のコンフリクトという把握は、「二つの構造の両立不可能性と、客観的矛盾の顕在化である社会的行為の潜在的 possibility との間の『固定的な』関係を前提としている」がゆえに問題である。といふのも、このような矛盾把握は、資本主義社会に存在する矛盾の進展にしたがって、労働者階級と資本家（ブルジョワジー）との二大階級への収斂が進展してゆくという古典的なマルクス主義の想定に対応しているからである。これに対してオッフェは、資本主義社会には矛盾が存在するが、それは恒常的に労資の階級対立へと結びつくとは限らないと主張するのである。

既に述べたように、マルクーゼが「一次元的社會」論を提出した背景には、労資の階級対立の消滅という彼の現状認識があった。オッフェは、マルクーゼのこの認識を受け入れる。このような状況の下では、いたずらに労働者階級の主体的実践の可能性を強弁しても、理論的にも実践的にも全く説得力を持たないであろう。しかし同時にオッフェは、根底に「社会的に解釈された諸利害」が存在するはずである以上、「一次元的社會」が永遠に続くという保証もまた何も存在しないとも考える。一見、潜在化しているように見える「社会的に解釈された諸利害」を顕在化するためには、どうすればよいのか。このような問題に直面してオッフェが選んだ方法が、矛盾を行為主体から切り離し構造主義的に捉えることによって、「階級闘争の今日的形態」としての新しいコンフリクトを見出すことだつたのである。

オッフェは、二つの構造間の「機能的両立可能性」に関する矛盾の「論理的レベル」と、その矛盾の具体的な顕在化としてのコンフリクトの問題である「社会学的レベル」とを区別することによって、矛盾と階級闘争との関係を「歴史的に可変的なもの」と捉え直す。⁽³¹⁾ その結果として彼は、「社会化された生産と私的所有との間の根本矛盾の顕在化と見なされるが、しかし、賃労働と資本との対立関係に組み込むことができないようなコンフリクト過程が歴史的に明らかになつた」と論じることができたのである。

もちろん以上のような矛盾概念の再構成→新しい「コンフリクト過程」の導出という論理は、依然として資本主義の価値増殖過程を基盤としていた。この「コンフリクト過程」の担い手についての「商品形態を剥奪された社会集団」⁽³²⁾ という規定も、商品形態と非商品形態という問題の立て方自体が、はからずも価値増殖過程へのオッフェのこだわりを表わしているとも言いうる。また、矛盾との関係では「歴史的に可変的」とされたコンフリクトも、価値増殖過程が存在する以上、その発生自体は「必然的」と考えられている。さらにコンフリクト発生の構造的条件から実際にコンフリクトが形成されていく過程は「作為」的な過程であるはずだが、六〇年代末から七〇年代初期のオッフェに、この点に立ち入った説明は見受けられない。例えば、彼は「市民イニシアティヴ」について論じているが、その論理構成は、この運動を、資本の「拡大」再生産と労働力の「単純」再生産との間のコンフリクト、すなわち労働力に生産過程におけるその価値増殖に必要な以上の生活チャンス・欲求充足を認めないような、政治的・制度的生活再生產諸条件に対する闘争として捉えるに止まっているのである。⁽³³⁾

このような問題点を抱えていたとはいって、矛盾を構造間の「機能的両立可能性」の問題として理解することによつて、この概念を実体化された行為主体と切り離そうとするオッフェの試みは、やはり適切に評価されるべきであろう。「論理的」レベルと「社会学的」レベルという矛盾の区別についてのマルクス主義的観点からの妥当性はここで

の問題ではない。³⁵重要なことは、このような議論によつてオッフェが、マルクーゼのように労資の階級対立の消滅をもつて当該構造の安定性・永続性を主張するような議論に対抗する理論的基盤を得たということである。逆に言えば、マルクーゼは資本主義の発展と労資の二大階級対立の激化という想定を持っていたがゆえに、この展望が現実によって否定された時に、直ちに「一次元的社会」へと向かってしまったのだとも言えるであろう。マルクーゼの陥穰を回避するためには、マルクス主義の方法に内在しつつも、労資の階級対立以外のコンフリクト過程を見出す必要があつたのである。

ところでオッフェは「後期資本主義」論によつて、以上のようなコンフリクト発生の根拠づけとともに、矛盾の発展→資本主義の崩壊というシナリオを批判することも目指していた。彼は、矛盾の「論理的レベル」を踏まえることで、生産諸力と生産諸関係という二つの構造間の「機能的両立不可能性」の「不可避的先鋭化」だけではなく、矛盾の発展の「少なからず客観的な減速と停止」も理解可能となると述べている。³⁶オッフェがこのように述べる際に念頭に置いているのは、W・ミュラー／C・ノイジュース Wolfgang Müller / Christel Neusüssらのように国家の「制御」能力の承認を「社会國家幻想」として全く認めようとしない議論であろう。³⁷オッフェは、ミュラー／ノイジュースが現代における国家の「安定化機能」あるいは国家が「資本主義の破壊的・周期的な『経済法則』」の完全な顕在化を阻止し、それをある程度排除³⁸できる³⁹ことを認めていないことを批判し、その弊害を指摘している。⁴⁰それではオッフェにおいて、この国家の「制御」能力の承認は、理論的にはどのように根拠づけられていたのであろうか。この問いは、「後期資本主義」の「後期」の意味にも関わってくる。

オッフェは、国家のみが資本主義の「制御」を遂行しようと考へていたわけではなかつた。彼にとつて国家は、資本主義の「制御」という秩序維持の観点から要請される機能を果たすためのメカニズムの一つである。オッフェに

よれば、資本主義の矛盾の顕在化が「一時的に脱問題化」されうるのは、価値増殖過程に由来する諸問題に対する「機能的に等価な解決法」^[41]が制度化されてきたからである。それが、三つの「適合メカニズム」である。その三つとは、（一）市場の組織化、（二）技術的進歩の制度化、（三）資本主義システム総体の国家による規制、である。この三つのメカニズムの連続的な制度化によって、資本主義の基礎構造の自己否定的な諸傾向は、危機「顕在化」を阻止されたのである。^[42]

そして「後期資本主義」の「後期」とは、この「適合メカニズム」が三つしか認識できないことを意味している。オツフエは「資本主義システムの自己持続化の『新しい』メカニズムが見出され適用されうるような次元を認識することはできない」と述べる。残っているのはこの三つのメカニズムの「変種と洗練」があるいは、「その機能不全の場合」の「資本主義の基礎構造の崩壊」かのどちらかしかない。したがって「後期」とは、この三つをもつて資本主義システムが、「その自己」矛盾性の帰結を埋め合わせるためのメカニズムを「カテゴリー的に使い果たした」ことを示す用語なのである。J・エッサー Josef Esser も指摘するように、オツフエにとつて資本主義システムを「制御」しうるメカニズムはこの三つの「適合メカニズム」以外には存在しないのである。^[43]

すべての自己適合メカニズムのパラダイムが設定され、内在的にはそれらの組み合わせによる整合のみが予想されうるような状況が、単なる曖昧な用語ではない「後期資本主義」概念の援用を可能にするのである。^[44]

ここでは、「曖昧な用語ではない」とが強調されているのであるが、それはオツフエが自らの「後期」概念を、これを「魔法の接頭語」として「資本主義の歴史的終結の時期を早めようとする推測」^[45]とは区別して用いようとし

ている」と示している。つまりオッフェにおける「後期」の用法は「資本主義の崩壊についてのナイーヴな問題提起⁽⁴⁶⁾」を批判する」ことを意図しているのである。仮に「崩壊」の蓋然性という問題が立てられるとしても、それに対する回答は「適合メカニズム」の「限界と体系的な不十分⁽⁴⁷⁾」の分析を通じてのみ可能なのである。」)うして「後期資本主義」における「危機」の問題は、国家の「制御」の限界をめぐる問題として再定式化されるのである。

以上の検討から、オッフェは「後期資本主義」論によつて、資本主義社会が国家といふ「適合メカニズム」によって「制御」されるようになつた結果として、一方で、この社会の一定の安定性が確保される（「制御」の一定の可能性）とともに、他方で、異なる構造間の「両立可能性」問題が発生することによつて「制御」の「限界」という問題に焦点が当てられるようになることを主張しようとした⁽⁴⁸⁾ことが明らかになつたのである。彼は、国家による「制御」が成功しうるとは考へなかつたが、かといってそれが、資本主義システムの崩壊に至るという意味で「必然的に」失敗するとも考へていなかつた。そうであれば、次に問題になるのは、なぜ国家による「制御」は成功しないのか、国家による「制御」の「限界」が資本主義システムの崩壊と結びつかないような理論構成になつてゐるのか、といった論点である。第二章の課題は、国家論の検討を通じて、上記の諸論点に関する考察を行なうことである。

註

- (1) Herbert Marcuse, *One-Dimensional Man*, Boston: Beacon Press, 1964. 生松敬三・三沢謙一訳『一次元的人間』(河出書房新社、一九七四年)。

- (2) オッフェルバーバーマスを、アルノの資本主義論の克服⁽⁴⁹⁾に位置づける次のキーンの論文も参照。John Keane, "A Totally Administered Society? Developments in the Theory of Late Capitalism", in do, *Public Life and Late Capitalism*, Cambridge:Cambridge

University Press, 1984, pp.70-110. また、アドルノが「社会的行為」という基礎的領域、つまり社会的なものの次元の認識の可能性」や「規範」、「規則」を批判する A・ホネットの議論も参考になる。Axel Honneth, Kritik der Macht. Reflexionsstufen einer kritischen Gesellschaftstheorie, Frankfurt/M: Suhrkamp, 1985. 河上倫逸編訳『権力の批判』(法政大学出版局、一九九一年)。

H.Marcuse, *One-Dimensional Man*, p.3. 邦訳、111頁。

Ibid., p.xvi. 邦訳、114頁。

(5) (4) Claus Offe, "Technik und Eindimensionalität. Eine Version der Technokratiethese?", in Jürgen Habermas (Hg.), Antworten auf Herbert Marcuse, Frankfurt/M: Suhrkamp, 1968, S.85.

(6) 田村内靖『現代社会の歴史的位置』(日本評論社、一九八一年)、111-115頁以下、を参照。

C.Offe, "Technik und Eindimensionalität", S.88.
H.Marcuse, *One-Dimensional Man*, pp.6-7. 邦訳、115頁。

(8) (9) *Ibid.*, p.7. 邦訳、115頁。

(10) (11) *Ibid.*, pp.36-37. 邦訳、115頁。

Ibid., p.221. 邦訳、1145頁。

(12) ウォルツァーの批判の点に関わるものと言える。彼は、マルクーゼが「日常生活の内在的価値あるいは潜勢力に対する感受性を持ち合わせてこなる」ことに注目する。マルクーゼにおける「日常言語」と「哲学」との関係を検討した上で、ウォルツァーは次のように述べる。すなはち、「ポピュリズム・カルチャーハーの関心もしくは日常的な言語で話す人々との対話を拒否」してするために、マルクーゼの理論において、「一次元性」の「真の意味」を理解することができるのは「哲学的ヨリーム」のみとなるのだ。又 (Michael Walzer, "Herbert Marcuse's America", in do., *The Company of Critics*, New York: Basic Books, 1988, pp.186, 189-190)。このウォルツァーの指摘は、マルクーゼにおける「日常言語」の軽視が社会的次元の軽視をあたふとして

ソシエタリズムに対する批判は、確かにそれなりのものである。

(13) C.Offe, "Technik und Eindimensionalität", S.84.

(14) Ebd., S.86.

(15) Ebd., S.87.

(16) Ebd., S.88.

(17) Ebd.

(18) Ebd.

(19) 田村内は、オットーの主張を「階級闘争」から離れた形で取扱っている。田村内前掲書、二二八〇—二二八

一頁。

(20) Claus Offe, "Politische Herrschaft und Klassenstrukturen. Zur Analyse spätkapitalistischer Gesellschaftssysteme", in Gisela Kress und Dieter Senghaas (Hg.), Politikwissenschaft. Eine Einführung in ihre Probleme, Frankfurt/M: Europäische Verlagsanstalt, 1969, S.142. 寿徳譲
訳前掲書、一〇〇頁。

星野前掲「後期資本主義における国家と社会」、一一四七頁。

(21) C.Offe, "Politische Herrschaft und Klassenstrukturen", S.139. 邦訳、六頁。

(22) Claus Offe, „Krisen des Krisenmanagement. Elemente einer politischen Krisentheorie“, in Martin Jänicke (Hg.), Herrschaft und Krise, Opladen: Westdeutscher Verlag, 1973, S.199f.

(23) Claus Offe, "Spätkapitalismus — Versuch einer Begriffsbestimmung", in ders., Strukturprobleme des kapitalistischen Staates, Frankfurt/M: Suhrkamp, 1972, S.7f. 後者著書や云々に記載。Offe, 1972 と並記する。

(24) C.Offe, "Krisen des Krisenmanagement", S.200.

- 説
論
第三章で扱へ。
- (26) Ebd., S.21f. 経済、政治、行政、規範（正統化）の三つのサブシステムから成るオッフェの社会システムモデルについては、
- (27) C.Offe, "Politische Herrschaft und Klassenstrukturen", S.139 邦訳、六頁。

(28) ハの時期の西ドイツ政治の動向に「こゝで、小野耕一「西ドイツ福祉国家の再編成」（田口富久治編『ケインズ主義的福祉國家』、青木書店、一九八九年）、平島健司『ドイツ現代政治』（東京大学出版会、一九九四年）、第三章・第四章、などを参照。

(29) C.Offe, "Spätkapitalismus", S.12.

(30) Ebd., S.13.

Ebd.

Ebd.

Ebd.

(33) Claus Offe, "Tauschverhältnis und politische Steuerung. Zur Aktualität des Legitimationsproblems", in Offe, 1972, S.59 寿福譯、前掲書、110頁。

(34) Ebd., S.58 邦訳、109頁。オッフェによれば、コハーフリクト過程の「出現は、特有の価値増殖問題という観点の下では、発生論的・機能的に『必然的』と解釈される」のである。

(35) Claus Offe "Bürgerinitiativen und Reproduction der Arbeitskraft in Spätkapitalismus", in Offe, 1972, S.160f.

(36) ハの区別に対する批判ハレ、以下を参照。 Josef Esser, Einführung in die materialistische Staatsanalyse, Frankfurt/M.Campus Verlag, 1975, S.65ff.

(37) また矛盾とコハーフリクトの担い手との必然的照応性の否定は、労働者の影響力の強化とそれに伴う福祉国家化の進展を資本主義から社会主義への移行の前兆として捉える議論に対するオッフェの批判の理論的的前提となつてゐるに思われる。ハの点については、次のU・ヒンメルシュトランヘルに於けるオッフェの批判を参照のこと。 Claus Offe, "Review of U.Himmelstrand et al.,

Beyond Welfare Capitalism" *Acta Sociologica*, vol.25, no.3, 1982, pp.313-317. オーフェは、シハーメルハルトハムがもはや「共通の階級意識を持つ統一された集合的アクトター」ではなく「労働者勢力に対する「拡張された労働者概念」を用ひ、「過度に単純化された二階級モデル」に依拠するのではなく、「労働者階級の権力の脆弱性」を適切に捉えている。(逆に資本の「システム権力」の強力を適切に捉えられない) これを問題にしている。

(3) C.Offe, "Spätkapitalismus", S.13f.

(39) Cf. Wolfgang Müller and Christel Neustüss, "The Illusion of State Socialism and the Contradiction between Wage Labor and Capital", *Telos*, no.25, 1975.

(40) Claus Offe, "Dokumentation: 'Wortmeldung'—eine Gegenpolemik", in Offe, 1972.

(41) C.Offe, "Spätkapitalismus", S.20.

(42) Ebd., S.21f.

(43) J.Esser, a.a.O, S.50.) の註文による。星野前掲「後期資本主義における国家と社会」、115頁、を参照。

(44) C.Offe, "Spätkapitalismus", S.24.

Ebd.

Ebd., S.25.

第三章 國家における「作為」の論理とその限界

第一節 政治制度の選択メカニズム

第二章で見たように、オッフェによれば、國家という「適合メカニズム」による社會の「制御」は、少なくとも一定程度は確保されるものである。それでは、その「制御」の可能性はどのようにして確保されるのであろうか。オッフェが注目したのは政治制度の役割である。第一章第三節で述べたように、オッフェの制度觀の評価は、オッフェ理解にとって重要な意味を持つ。六〇年代末から七〇年代初頭のオッフェにとって、政治制度は、國家による資本主義の「制御」が可能であるための前提条件であった。

そこで、オッフェの國家論の検討を始めるに当たって本節では、この時期にオッフェが提起した政治制度の「選択メカニズム」論を取り上げることにする。ただし、この議論の全般的紹介については先行研究に譲り、ここでは国家による「制御」との関係において必要な限りにおいてこの議論の内容を扱うことにしたい。¹⁾

とはいっても、オッフェの選択メカニズム論が、マルクス主義國家論の理論動向を振り返ってみれば明らかとなる。周知のように、六〇年代末から七〇年代にかけての時期には、マルクス主義國家論・政治理論の大幅な刷新が始まっていた。その代表的論者の一人として、N・プーランザス Nicos Poulantzas がいる。この時期のプーランザスに対しては、「國家と蓄積過程との関連を問題にしえなかつた」とが批判される場合もあるが、逆に経済に対する政治の独自性・自律性の把握が不十分であるという批判も、七〇年代中頃から見られるのである。例えば、P・ロザンバロン Pierre

Rosanvallonは、七六年に刊行された著作において、いかに啓発的とはいえ、依然としてプーランザスは、「社会的生産活動の中に政治の領域を融解」させることによって、「政治討論とこれに結びついている厳然たる紛争の事実を、社会の主体的構成要素とはみなさない」ようなマルクス主義の「疑問の余地のある理論的枠組み」をアブリオリに前提とし、その内部で活動していると主張している。⁽³⁾

ほぼ同時期に、D·A·ゴールド／C·Y·H·ロー／E·O·ライム David A.Gold,Clarence Y.H.Lo, and Erik O.Wright も同様の指摘を行なっている。彼らによれば、プーランザスを代表とする「構造主義的国家理論」は、「国家諸政策はほとんど排他的に経済的諸矛盾に照応しているのだ」という見解を保持しているので、「国家は、ほとんどあるいは全く自律性をもたないものとして見られ、そしてその非経済的諸活動は、蓄積の論理から直接的に派生するものとして理解される」のである。⁽⁴⁾

ロザンバロンも「ゴールド／ロー／ライトも、プーランザスらしいわゆる「構造主義的」マルクス主義の国家理論が、依然として政治を経済から独立・自律した領域として捉えることができておらず、その結果として「政治」の理論を発展させることができないことを指摘したのである。

これに対して、オツフェは選択メカニズム論を展開するに当たって、「後期資本主義の諸条件の下では政治的に組織された権力を解明するための政治経済学志向の試みは説得力を失っている」と主張する。なぜこのようになるのであるか。「後期資本主義」社会は、政治＝国家が社会秩序の維持・存続に決定的な意義を持つようになつた社会であった。そして、その政治には民主主義の原理が採用されている。この民主主義という原理は、支配の存在を指摘しようとする者にとってある意味で厄介な原理である。なぜならこの原理は、「ある総体的な社会システムにおいて、『いかなる』集団にもアブリオリには特殊な権力上の特権が認められ『ない』」ことを意味しているからであ

る。⁽⁶⁾ 今や実体化された支配集団の存在を自明のものとすることはできないのである。それゆえ、オツフェは次のような問題設定から出発するのである。すなわち、「どんな集団が被支配者からなる他のどんな集団を支配しているか、ではなくて、一体支配集団といふカテゴリーを民主主義的な社会・政治システムに対して依然として用いてよいのであろうか」（傍点は原文イタリック）、と。⁽⁷⁾

オツフェは、政治と民主主義の原理に対して正面から向き合うならば、古典的マルクス主義のように経済と政治の関係を単純に連関させて捉えることはもはや不可能であると考えるのである。こうしてオツフェが直面した難問は次のようなものであった。

われわれは政治的な支配システムをもはや、社会的諸利害の单なる反映あるいはそれらの利害保証のための單なる補完的組織としては把握できないのだから、一方では、政治システムとその諸機能との再構成を政治経済学の立場から課題としていた伝統的な「マルクス主義」試みは放棄せざるをえない。他方、この放棄によつてわれわれは、政治権力の後期資本主義的組織に基盤をもつ支配という性格を見失い、その結果、その自律的な土台から切り離された政治システムにはそれ 자체としては抑圧的機能の罪はないとする危険に直面する。⁽⁸⁾

国家による「制御」の下では、あらゆる社会領域は「政治的に媒介されたもの」であるから、もはや「支配階級の政治に先立つて構成された利害」などというものは想定できない。それゆえ「経済的に構成された階級」すなわち経済的支配階級がそのまま政治的支配を行なうということもありえない。しかし現実には、確かに支配という契機が存在している。ならば、それは一体どのような方法で把握されうるのか。そこでオツフェはさらに、次のよう

に問題を立てる。

どのようなメカニズムが、政治システムに対してもつてのその「国家から自由な」自立性をもはや確保しうることなしに社会的利害が政治システムの機能様式への支配的影響力を獲得することをもたらすのか。⁽⁹⁾

オッフェは、この問題の回答を政治制度の水準に求めた。それが「選択メカニズム」である。それは、「政治に先立つて構成された利害」がいかなる媒介を通じて政治的支配の権力を行使しうるようになるのか（あるいは逆に被支配的関係に置かれるのか）、その媒介のメカニズムに焦点を当てるなどを意味していた。すなわち、選択メカニズム論は、いかなる社会的利害も政治制度という媒介なくして支配的地位を想定されることはないと主張するものである。それは、経済領域から自律した政治制度の作動様式の理論化を試みることを通じて、「政治に先立つて構成された利害」が全くの「不可侵の自然発生的な領域」において存在することに異議を唱えた、という意味において、「作為」の論理的重要性を示すものであつたとも言えよう。この地点で、オッフェは確かに明確に伝統的なマルクス主義と一線を画すことを宣言したのである。

しかし上記のような「選択メカニズム」論の持つ意義が、オッフェにおいて十分に意識され展開されたとは言えない。これは、当時のオッフェにおいて、政治あるいは政治制度は依然として、資本主義の存続・維持のための条件という観点からのみ、考察の対象となっていたことと関係している。

オッフェは、七〇年代初頭に「選択メカニズム」論を練り上げた「階級支配と政治システム」という論文において、当時のマルクス主義国家論の二つの潮流（「影響理論」と「制約理論」）を批判している。オッフェの批判は、こ

の二つの理論が共に、「国家の中立性」という共通の想定に依拠していることに対する批判として向けられた。オッフェによれば、それらの理論では、「価値増殖過程を志向する利害を代表し貫徹する人々が政治権力の多元性の内部で経験的に圧倒的優位を占めること」の「構造的必然性」を証明することができないのである。「構造的必然性」を証明するためにはどうすればよいのか。¹¹⁾ここでオッフェは政治システムの「内部構造」に注目するのである。つまり彼にとつて問題は、「政治システムのどのような『内部構造』が価値増殖過程から発生するイニシアティヴや利害の貫徹可能性を保証するのか」である。そしてこの「内部構造」が、政治制度の「選択メカニズム」なのである。

以上の議論の問題点は、「構造的必然性」という言葉に集約されている。確かに国家の「内部構造」に焦点を合わせることによって、オッフェは支配の問題を（経済から）政治の水準へと移転させている。しかし先の問題設定に従う限り、その「内部構造」は「必然的に」、「価値増殖過程から発生するイニシアティヴや利害の貫徹可能性を保証」しなければならないものとして位置づけられている。したがって政治制度は、「必然的に」特定の作為と行為主体（具体的には資本主義的利害あるいは資本家階級）を優遇する構造として指定されることになるであろう。逆に言えば、「選択メカニズム」としての政治制度は、常に価値増殖・資本蓄積にとって不都合な利害を「必然的に」排除することになるであろう。そこには、政治制度を社会的諸利害・諸勢力間の相互作用の帰結として、すなわち「作為」の所産として把握する視点は存在しないのである。ジェソップが、オッフェについて「國家の階級的性格をその『構造的選択性』をもつ内部組織に帰せしめる限りにおいて、本質主義的であった」と述べているのは、以上のような点についての批判である。ジェソップは、より具体的には次のように述べている。

このアプローチ「選択メカニズム論」は、資本主義経済とこれに対応した国家形態との間の所与の統一性を、

想定しており、また資本主義的利益の構成とその政治的表象とは、本質的に何ら問題を孕んでいないということが提起している。しかし、このような統一性は、当然のものとは見なされないし、また、資本の利益が、特定の状況でどのように定義されるべきかは明確ではないのである。^[13]

いかに政治的媒介を介在させた理論構成を探つていても、選択メカニズム論において「価値増殖過程」からイニシアティヴが優先的に選択されるという想定は、変更されていない。このような意味での資本主義経済と国家形態との「統一性」をアブリオリに想定する限り、論理的には、国家は資本の要請に常に応える機構として位置づけられることになる。しかしそもそもそのような根拠は存在しないのではないか、ジェソップが選択メカニズム論に対し投げかけた批判は、このようなものであった。そこで、ジェソップは、選択メカニズム論の「政治的」媒介というメリットを継承・発展させ、その「選択性の『関係論的』特徴」をより明確にした「戦略的選択性」概念を提起する。この概念においても、国家が諸勢力・諸利害に対して選択的に作用することは認められる。ただしその作用は、あらかじめ国家内部に構造的に刻印づけられているのではなく、諸勢力・諸利害の採用する戦略によって形成されるものであり、逆に諸主体とその戦略は、そのようにして構成された国家の選択性の下でのみ構成されるのである。^[14]

こうしてジェソップは、「戦略的選択性」の概念の提示によつて、国家が資本の要請に常に応えるとは限らない可能性を視野に入れた理論を構築しようとする。言い換えれば、彼は、国家とその諸制度を諸行為主体の「過去の戦略の結晶化ないし物質的凝集」と捉えることによつて、すなわち国家を諸行為主体の戦略の産物として理解することによつて、国家が資本の利益に対立する可能性を理論化するのである。^[15]

それではオッフェ自身は、ジエソップのように国家の選択性を諸行為主体の戦略と関連づけて捉えようとしたのであろうか。少なくとも七〇年代中頃までのオッフェにその契機を見出することはできない。この時期の彼において、構造と行為（主体）との関係はもっぱら対立的に捉えられているからである。^[16]

それにも関わらずジエソップ自身が、オッフェの選択メカニズム論以後の理論展開について、「本質主義から決定的に訣別している」と評価している。ジエソップは、オッフェが「形態導出のいかなる公然たる支持者たちよりもはるかにはつきりと、資本主義国家の形態が資本のためのその機能性に疑いを投げかけることを十全に証明している」と述べるのである。^[17] それではオッフェはどのようにしてこのことを証明したのであろうか。彼の選択した方法は、ジエソップのように行行為主体の戦略を強調することによって国家を資本主義的利害以外にも開かれているものとして捉えようとするのではなく、国家が自らに要請される機能を果たすことができない内部構造を有していることを論じるものであった。オッフェはこのような議論を通じて、国家による「制御」の限界を主張したのである。したがって次節以下では、このようなオッフェ国家論の展開過程の検討が課題となる。

第二節 国家の「制御」の限界：三サブシステムモデルから国家の内部構造へ

本節では、オッフェにおける国家の「制御」の限界の議論の展開過程を検討する。その議論は、七〇年代初期には三つのサブシステム間の相互関係から論じられ、七〇年代中期になつて、焦点は国家（政治・行政システム）の内部構造もしくは政策形成のメカニズムへと当てられるようになる。私見では、このような理論展開は次の二点において評価しうる。第一に、国家の「制御」の限界の「政治経済学」的ではなく「政治学」的把握を可能にした。第

二に、本稿にとつて特に重要な点であるが、国家論というよりも国家・社会論とでもいべき方向へと道を開いた。オッフェは、七三年に発表した論文において、後期資本主義社会を「政治・行政システム」、「経済システム」そして「規範（正統化）システム」という三つのサブシステムから成るシステムとして捉えるモデルを提示した。⁽¹⁹⁾ 彼は、このモデルに依拠して、「資本主義国家の『政策形成能力』の限界を理論的に理解し、経験的に証明」しようとしました。⁽²⁰⁾ それではその「限界」はどう説明されているのであろうか。

まずオッフェは危機を、「交換原理の自己止揚」ではなく、「それ以外の他の二つの組織化原理によるその重層化と問題化」として捉える。すなわち、この危機は、「資本の価値増殖過程の累積的自己閉塞」としての「第一段の危機」ではなく、「資本・市場に外在的な制御諸原理の利用との関連で発生する」、「第二段の危機」である。⁽²¹⁾ こうしてオッフェは危機を、「交換過程それ自体」ではなく、「三サブシステムの相互作用の過程に存在し発生するものとして捉えるのである。

それではなぜこのような危機が発生するのであろうか。ここでオッフェは「矛盾」に依拠した説明を行なう。第二章で述べたように、オッフェは矛盾を異なる構造間の「機能的両立可能性」の問題として捉えたが、その核心は、後期資本主義社会において、国家は商品交換過程・市場過程（すなわち資本主義経済）に介入しなければならないが、そのような「商品形態普遍化」のための介入によって、「脱商品化」した領域が生み出されざるを得ない、ということにある。⁽²²⁾ ここで「脱商品化」とは、「ますます多くの社会的機能領域・諸集団（剩余労働力）の市場との機能連関からの除外・分離」を意味している。国家介入が孕んでいるこのような矛盾が、後期資本主義社会を恒常的に危機の可能性に晒すのである。オッフェは、具体的な危機の現象形態として、「財政的手段」・「行政の合理性」・「大衆忠誠」という三つの「制御リソース」の自己閉塞化を挙げている。⁽²³⁾

このようなオッフェの矛盾論・危機論は、矛盾・危機を経済的にではなく、政治的に捉えようとする試みであった。言い換えるれば、オッフェは、矛盾論・危機論を通じて、政治を経済と区別された領域として捉えることを目指したのである。この点に関してとりわけ、三つのサブシステムから成る社会システムモデルの決定的な意義が強調されてしかるべきである。このモデルによつて、矛盾・危機は、経済システム内部の問題ではなく、三つのサブシステム、とりわけ政治システムと経済システムとの相互関係において発生する問題と捉えられるからである。

しかし、この時期のオッフェの議論においては、上に述べた政治と経済の区別はなお不十分に止まつてゐる。その理由は二つある。第一に、オッフェは国家の経済システムへの介入の根拠を、個別資本に対する「総資本」としての——あるいは「総資本」としての観点から時には個別資本の個別的要請に対しても対抗するという意味での「对抗権力」としての——国家の役割のみに求めている。⁽²⁵⁾この論理のみに依拠する限り、システム理論的構成によつて土台・上部構造的な国家把握から抜け出していたとしても、国家の自立性は、なおも経済システムのメカニズムから「導出」されるに止まることになる。このような立論には、依然として「国家独占資本主義」論や、西ドイツにおける「国家導出」論などと共通の特徴が見出される。国家活動・国家の役割の理由は、突き詰めれば、資本主義経済の機能的要請に求められているからである。⁽²⁶⁾したがつてここには、なおも経済還元主義的な傾向が存在していると言えるであろう。第二に、この時期の議論は、三つのサブシステム間の矛盾が直接に政治的危機に至るという議論に止まつており、「政治・行政システム」自体の内部における危機の表出の仕方については、十分に論じられていない。⁽²⁷⁾

オッフェは、以上のような問題点を意識してか、七〇年代中期頃になると、国家の内部構造あるいは国家の政策形成過程の検討へと向かう。この理論展開の意義は、国家が「制御」を担う構造を有するものなのか、あるいは

はそのような構造を有することができるのか、という論点により直接的に接近したことにある。以下で、その内実について検討してみたい。

まず注目すべきなのは、「国家それ自体の利益」という概念の導入であろう。オッフェは、この概念が「政治経済学的還元主義」、すなわち問題を「蓄積過程」の水準で起こる特殊な出来事と法則性とに還元する傾向を克服するためのものであると述べている。⁽²⁹⁾ここでは国家活動の展開過程は、「経済的な種類の支配的利益に還元できず、もっぱら國家権力の矛盾なく裂け目のない自己維持・自己主張の利益に起因する」ものとして理解される。例えば、「社会福祉政策の革新も、国家外部の様々な諸利益の影響力によって第一義的に規定されるのではなく、『国家の支配・給付装置の内的な構造問題に反応している』と捉えられる。⁽³⁰⁾つまりオッフェによれば、国家活動は、社会諸集団・諸個人あるいは国家内部の個人の利益・価値に基づいて行なわれるのではなく、あくまで国家自体が、首尾一貫して存続してゆくことを目指して行われるのである。⁽³¹⁾

このようにしてオッフェは、国家の「制御」が資本の要請ではなく「国家それ自体の利益」に基づいていることを主張するのである。それではその「制御」の限界は、どのように説明されるのであるか。オッフェはこれを、国家官僚制が従わなければならぬ複数の合理性の非統一性、及び国家の政策形成における内部構造と要請される機能との不一致という観点から説明している。

最初に合理性についての議論を見てみよう。オッフェは、まず二つの合理性を区別する。一つはウエーバー的な「官僚制的合理性」であり、「官僚制的行為の一般的規則への包摂を対象とする、官僚制社会学の合理性概念」である。もう一つは「政治（科学）的システム合理性」であり、これは「諸システムの『寄与』とその社会的環境の機能的諸要請との間の関係を研究する」ものである。合理性をこのように区別すると、次のような問題、すなわち「官

僚制的支配というウェーバーの理念型に対応する国家支配の組織が、高度に発達した資本主義産業社会の『機能的諸要件』と諸要求…を満たすという意味でも合理的であるのかどうか」という問題が立てられる。

オッフェが特に問題にするのは、「官僚制的合理性」のより上位の「政治的システム合理性」による克服可能性についてである。そして彼はその可能性について異議を唱える。彼はその根拠として、「社会国家的行政政策の諸条件」の下では、国家行政は、「三層の矛盾を孕んだ合理性概念」の「テストに同時に晒されている」ことを挙げる。すなわち、「行政政策は、その法基盤・諸機能・その顧客や関連諸集団によって表明される諸利益と同時に一致しなければならないのである」。オッフェによれば、こうした状況では、これらの三つの合理性を「ヒエラルキー的関係」に位置づけることのできる「一段高くそびえる合理性基準は見えてこない」のである。³⁴⁾

次に国家の政策形成と内部構造についての議論を見てみよう。オッフェはまず、資本主義国家の定義をそれが蓄積過程との関係で果たさなければならない諸機能によって定義する。それは①蓄積過程からの排除、②蓄積過程の維持、③蓄積過程への依存、³⁵⁾④上記①～③を隠蔽するための正統化機能、である。³⁶⁾この機能の定義の仕方についてはここでは問題にしない。国家が政策形成を行なう際には、常に、「国家に帰せられる諸機能と国家の内部構造との間に存在する潜在的な不一致」が問題になる。なぜなら、国家の内部構造、すなわち「政治制度の制度化された公式の作動様式」は、必ずしも上記の機能遂行のために設計されているわけではないからである。³⁷⁾オッフェは、国家行政が政策形成において採用しうる内部構造として、①官僚制的構造、②目的合理的構造、③民主主義的コンフリクト・合意に基づく構造、の三つを挙げている。しかしオッフェによれば、これらはどれも、国家の内部構造と要請される機能との間の不一致を克服することはできない。「官僚制的構造」は、福祉国家段階の国家に求められる国家活動を果たすには、非効率的・非効果的である。「目的合理的構造」は、「生産的」活動を果たすのに適して

いるが、この構造は計画の貫徹を恐れる資本によって拒否される。最後に、「民主主義的コンフリクト・合意に基づく構造」は、コンフリクト・抵抗を表すことによって、問題を解決するよりもむしろ悪化させてしまう。したがって、どの構造も「成功のポテンシャル」を持っておらず、したがって「どれが追求されても、国家と蓄積過程の間のバランスを確立するよりもむしろ侵害する傾向がある」のである。⁽³⁸⁾ このような検討を経て、オツフェ⁽³⁹⁾は、「資本主義社会におけるいかなる国家も、この「資本主義国家の」定義を構成する諸機能の同時かつ成功裡の遂行に：成功しうると想定するのは困難である」という結論を下すのである。

以上の二つの議論は、いずれも国家が自らに要請される機能を遂行できないということを示している。オツフェ自身の言葉で言えば、彼は「行政行為のより適切な合理性基準が「原理的には」考えられるだけでなく、実行可能であり、すべてはその発見と導入次第である」⁽⁴⁰⁾という考え方を否定しようとした。すなわち、オツフェはこれらの議論を通じて、国家が「制御」できないことを論じようとしたのである。

このような国家の「制御」の限界という命題をオツフェ理論の意義として評価するのは、国家介入の限界→資本主義の危機という周知の論点との関係においてではなく、オツフェのその後の理論展開との関係においてである。第一章で簡単に紹介したように、オツフェは八〇年代後半以降には、国家と市民社会の両方を視野に入れた「制御」論を展開している。とりわけ彼が強調しているのは、市民社会とその諸個人が「制御」に関わる可能性もしくは必要性である。⁽⁴¹⁾ここでオツフェは、「制御」が市民社会によつても担われるのではなければ、秩序を維持してゆくことはできないと考えている。この議論の詳細な検討は今後の課題であるが、本稿との関係で重要なことは、この議論が國家による「制御」の限界という認識をその前提としているということである。

ただし、このような八〇年代後半以降の議論と七〇年代中頃までの議論との類似性には、直ちに留保を付す必要

がある。なぜなら、七〇年代のオッフェは、国家の「制御」の限界という認識を踏まえた、新しいもしくは補完的な「制御」原理の探求を試みていないからである。それでは、オッフェにおいて、新しい「制御」原理の探求へと向かう契機はどこに見出されうるのであろうか。

ここで七〇年代後半から八〇年代初期の時期が重要になる。この時期の特徴は、社会に焦点を当てた議論が目立つことである。その意義については、第四章で検討するので、ここではなぜこの時期に社会領域に焦点を当てた議論が目立つののか、という点について考えてみたい。私には、七〇年代中期までに国家の「制御」の限界という認識を得たことが、七〇年代後半以降にオッフェの視点を、社会の側に向けさせることになつたのではないか、と思われる。ただし、社会への視点それ自体をもつて評価しようというのではない。本稿の関心は、そのような視点の転換を一旦経ることによって、オッフェにおける国家の論じ方にも変化が生じたのではないか、ということにあるからである。とはいっても、国家の「制御」の限界→社会への視点という転換を確認する必要があるだろう。オッフェは七五年の著作において、国家政策が期待される効果を発揮しない場合に、民衆の間で政治システムに対する「アパシー・諦念的态度」⁽⁴²⁾が蔓延するが、そのような態度から「自律的な行為・闘争諸形態」⁽⁴³⁾が発生すると述べている。彼は、これを「脱正統化的コンフリクト」(delegitimatorischer Konflikt)と呼ぶのである。実は、彼のこのような議論が上記のような社会への視点の転換と関係があるようによく思われる所以である。したがつて次節では、オッフェの正統化論について検討する。

第三節 正統化論における転換

三つのサブシステムモデルの一つが、規範的（正統化）サブシステムであったように、七〇年代初頭のオッフェンバッハは、社会秩序が国家＝政治によって「制御」されるようになったことに伴う正統化という問題の重要性を認識していた。しかしそれはなぜなのか。つまりなぜ国家の「制御」は正統化を重要にするのであろうか。それは、政治＝国家の行為が市場の論理と異なり、常に「意志決定」を伴い、さらに「意志決定は理由づけを必要とする」からである。すなわち、

ある行為の諸前提が意志決定の対象となるや否や…意志決定の結果が弁明の義務を負わされることになる偶発性の領域が表れる。意志決定を行なう者は、何故に自分が——所与の選択肢を前にして——別様に行為しなかつたのかについて理由づけを行なわなければならないのである。⁽⁴⁵⁾

国家＝政治による「制御」は、常に諸選択肢の中から決定しなければならない。この決定の過程では、常に選択されなかつた選択肢が存在しているのであり、したがつて何故それを選択しなかつたのかが問われざるを得ない。ここで語られていることは、社会秩序が、市場ではなく、国家としての政治によって支えられるようになるにつれて、「作為」の論理の重要性が増すということである。すなわち七〇年代初期のオッフェンバッハは、明らかに、国家による「制御」に「作為」の論理の展開を見ていたのである。

ところがこれに対し、七〇年代中期の彼は、国家はそもそも「正統化」できないと主張するのである。オッフェによれば、国家の行為が「正統」でありうるためには、その内容が「規範に導かれた行為の結果として把握」されるものである必要がある。⁽⁴⁶⁾ オッフェが言っているのは、正統化の危機云々を言うためには、そもそも当該行為が正統化という観点から語られるような性質を持つているのかどうかを、まず問題にしなければならないということである。逆に言えば、正統化・正統性という基準によって見ることのできない領域・行為が存在するということである。オッフェは、市場過程は「商品関係という責任を免れた自然の領域」であって、このような「自然現象」に対する対応では、そもそも正統化を論じること自体が、「カテゴリーの錯誤」なのだと述べる。そして続けて、国家活動が「自然の過程」としての市場の問題に関わっている以上、「経済的行為の正統性のなさは政治的な決定過程に共有される」と主張するのである。⁽⁴⁷⁾ すなわち、オッフェはここで、七〇年代初期とは異なり、国家による「制御」は、経済という「自然の過程」と関連せざるを得ない以上、その自然性を共有せざるを得ないと言っているのである。オッフェによれば、このよきな国家活動に残されている正統化手段があるとすれば、それは「手続による正統化」（ルーマン）しかない。

こうしてオッフェは、ハーバーマスの正統化論に対峙することになる。というのもハーバーマスには、国家の行為がその根底において、諸規範に基づいていたりという想定があるからである。⁽⁴⁸⁾ しかしおッフェにしてみれば、国家は、そもそも正統化のために必要な「規範的原理」に依拠することができないのである。すなわち国家は、「いかなる妥協も許されず、また対立した行動原理の衝突によつて正統化も不可能な『矛盾をはらんだ利害連関』」を引き受け⁽⁴⁹⁾ るのであるから、その帰結は、国家は正統化できないということになる。

対立する目標をめざす一つの国家の行為とは、定義できず命名できないものであり、自らの同一性を失うとともに、一般に正統的でありうるという自らの能力を失うのである(傍点は原文イタリック)。

かくしてオッフェにとつて正統化問題とは、もはや国家が正統化しうるかどうか、ではない。彼は正統化問題を、「一方の規範と、他方の規範に対して盲目で、したがつて責任能力のない支配構造との間の争い」として定式化し直すべきであると主張する。⁵¹⁾ここで「規範に対して盲目で責任能力のない支配構造」とされているものが、国家なのである。それではもう一方の「規範」に対応するものは何であろうか。それが先に述べたような「脱正統化的コンフリクト」⁵²⁾に他ならない。オッフェにとつてそれは、「脱国家化された」領域の出現を示している。

国家の行為の非一貫性・自己矛盾性・正統化不可能性などの経験は：システム統合と社会的統合という問題処理の「脱国家化された」諸形態の育成に導くような体系的な編成の原因となるのである。⁵³⁾

こうしてオッフェは、正統化問題の考察を通じて、「政治の『脱国家化』」という命題を引き出すのである。「システム統合と社会的統合」という問題処理の『脱国家化された』諸形態の具体的な例としてオッフェが挙げているのは、非制度的な労働争議、国家を経由せずに直接に生活諸条件の改善を求める要求、地域紛争などである。⁵⁴⁾ただし、これらの社会の側に立つた諸運動・諸主体が、国家の打倒へと向かうというのではない。おそらくオッフェの狙いは、これらの「脱国家化された」諸形態の登場は、政治的決定を常に国家のレベルに委ねておくことが果たして正しいことなのであろうかという問題を提起することにある。言い換えれば、ここでオッフェは、政治とは国家レベ

ルの事柄であるという認識を動搖させ、その自明性に疑いを投げかけているわけである。

第四節 小括

ここまで検討によつて、次のことが明らかになつたと思われる。オッフェは、国家による社会の「制御」の一定の可能性とその限界を確認することから出発して、七〇年代中期には、国家は要請される機能を十分に果たすことができないという結論に達した。このオッフェの理論展開において、彼の正統化論もまた変化を見せたのであるが、それは、国家の「制御」は今や「作為」に基づいていないことを意味していた。さらにオッフェは、そのような国家の「自然化」に対し、「政治の『脱国家化』」を提起し、ここに「作為」の領域を見出そうとした。これは社会の領域における現象であり、オッフェにおける社会への視点の転換を示していると思われる。この「政治の『脱国家化』」に関するオッフェの議論の検討は次章以下の課題であるが、その前に本節において、これまで本章で十分には扱うことのできなかつたオッフェ国家論の問題点を検討しておきたい。これは、単なる問題点の指摘ではない。私は、以下の検討を通じて、本章で見たような支配あるいは資本主義システムの「制御」とは異なる／もしくはそれ以外の、国家の役割について自らの理論に位置づけるためにも、社会への視点転換が必要であったことを論じるつもりである。

まずオッフェの問題点を端的に示す例として、彼が「後期資本主義」論において提起した資本主義の三つの適合メカニズムについての叙述を見てみよう。オッフェは次のように述べている。

資本主義システムの自己永続化の「新しい」メカニズム：が見出され適用されうるような次元を「三つの適合メカニズム以外に」認識することはできない。残っているのは、一方のこれまで少なくとも端緒的にはすべての先進資本主義システムにおいて一般的となつてゐる三つの自己適合メカニズムのヴァリエーション・洗練か、あるいは他方のそれらのメカニズムの機能不全の場合における、歴史的に非生産的なもしくは生産的・革命的にもたらされる資本主義の基礎構造の崩壊かのどちらかである。⁽⁵⁶⁾

三つの「適合メカニズム」（その一つが国家による「制御」である）の機能不全は、論理的には直ちに「後期資本主義」の「崩壊」へと結びつけられている。しかしオッフェ自身の意図は、このように崩壊を示唆することにはなかった——それどころか、そのような議論への対抗こそ彼が念頭に置いていたことである——。それではこのようないオッフェ自身の意図にも関わらず、なぜ崩壊が示唆されてしまうのであろうか。その回答を、彼になお残存している社会主義への願望の表われと解して済ませることも全く不可能ではないだろう。しかしそれでは、彼の理論の建設的批判とはならないようと思われる。

一つの回答は、國家・政治システムの水準における「戦略的行為」の考慮の不足というものであろう。例えばヘルドは、ミリバンドとブーランザスに対するオッフェの優位、及び彼の理論の「経験的民主主義理論」にとつての意義を高く評価しつつも、オッフェの問題点を、「政治的代表者と国家とが『政治戦略』の有効な行為主体でありうる能力を過小評価することによって、民主主義と国家についての理解を歪曲した」と求めている。オッフェは、「形式的にはこの能力を認める」けれども、彼の「機能的要請」に依拠した説明が、「政府と国家の諸行為主体とがしばしば披露する『戦略的知性』を軽視」させているというのである。⁽⁵⁷⁾

ヘルドの指摘は確かにその通りである。しかし、問題は、なぜオッフェが機能主義的方法に依拠し、国家の「戦略的知性」を理論に取り入れることができないのか、であると思われる。ヘルドはこの点について語っていない。本章で検討してきたように、オッフェにとって、国家の「制御」の限界を乗り越える選択肢は、国家内部には存在しないものであった。したがって、少なくともオッフェの理論に内在するならば、国家水準の「戦略的知性」の考慮を直接に求めることは、いささか早急であるように思われる。むしろその前に、「戦略的知性」を理論に取り入れるために、どのような前提が必要なのかを考えなければならないであろう。ヘルド自身が述べているように、オッフェは九〇年代の著作において、上記の欠点に取り組んでいるのだが、そのためには、オッフェにおいて何らかの転換が必要だったはずなのである。

ここでキーンの指摘が参考になる。彼は先に引用したオッフェの叙述に、彼が克服しきれていない「政治経済学の遺産」を見出し、「この「崩壊の」演繹は極端に軽率であるようと思われる」と述べている。⁶⁰⁾しかし政治現象を経済に還元させて説明するという意味での「政治経済学」については、七〇年代中期のオッフェは自覺的にその克服に努めていたはずである。キーンが「軽率」さの原因として指摘しているのは、オッフェにおける「日常生活のシンボリック相互行為」の次元の欠落である。これは「政治経済の既存の構造が埋め込まれているコミュニケーション的」に産出される伝統や制度⁶¹⁾を考慮していないことを意味する。T・アレート Tilman Allert もキーンと同様の観点から、オッフェにおける「社会文化的に媒介された実在の定義」の必要性を主張している。かつてオッフェはマルクーティの理論に「社会的に解釈された利害」の対立⁶²⁾という次元が欠落していることを批判し、「後期資本主義」論においてこの次元を取り入れることを試みたはずであった。しかしキーンやアレートからすれば、オッフェにおいては、政治システムと経済システムとが媒介なしに結び付けられているために、結局その試みが不十分に終わつ

て「いる」ということになるのである。

またコーエンも、オッフェの理論では「社会的行為者にとっての正統性欠如の重要性について詳述できない」と主張している。というのも、正統化は「なぜ」重要なのか、という問い合わせに対する答えは、「社会的行為者」の側からではなく、もっぱら資本主義システム維持に関わる限りで述べられるに止まるからである。⁽⁶⁾ 彼女は、オッフェの理論では、あらゆる制度改革は「危機管理」という一点に収斂してしまい、「制御メカニズムを（再解釈と批判に開かれた）規範的もしくは法的秩序に埋め込み、手続及びそれに関わる行為者を拡張（普遍化）し民主化するような『進歩的な』制度改革を提起することができない」と主張している。⁽⁶⁾ 彼女も、キーンやアレートと同様の立場から、とりわけ制度の位置づけの問題を重視しながら、七〇年代中期までのオッフェの弱点を指摘しているのである。

三者とも、政治と経済との関係を論じること自体を批判しているのではなく、その関係を論じるとしてもその媒介の次元の位置づけの必要性を主張している。それは——三者とも異なる言い方をしているが——人々の（日常的な）「解釈」によって社会的・政治的実在が形成されているという観点を導入しなければならないということであり、その形成の場としての社会の領域に注目する必要があるということなのである。したがって次章では、主として社会の領域に関わる七〇年代末から八〇年代初期にかけてのオッフェのテキストに焦点を当てる。

註

(1) 最近の詳しい紹介として、以下を参照。田口前掲書『政治学講義』、一四〇—一五一頁。

(2) 例えれば、田口富久治『現代資本主義国家』（御茶の水書房、一九八二年）、六八頁以下を参照。

Pierre Rosanvalon, *L'âge de l'autogestion*, Paris: Edition Du Seuil, 1976. 新田俊三・田中光雄訳『自主管理の時代』（新地書房、一

九八一年)、111〇—1111頁。

- (4) David A.Gold, Clarence Y.H.Lo, and Erik O.Wright, "Recent Developments in Marxist Theories of the Capitalist State, Part 1, Part 2", *Monthly Review*, vol.27, no.5, no.6, 1975, Part 1, p.39. 清水裕訳「マルクス主義資本主義国家論の新展開(一)(二)(三)」([未來] 1—5' 1—6' 1—7')、一九七六年)、(一) 118—119頁。

Offe, "Politische Herrschaft und Klassenstrukturen", S.142. 邦訳、110頁。

Ebd., S.135. 邦訳、1頁。

Ebd. 邦訳、1—1頁。

(8) Ebd. S.139f. 邦訳、7頁。オッフェが、「抑圧的」と書いてるのは、政治システムが「支配諸関係を固定する」力とを指し

てふゆい思われる。またオッフェは「支配」を、政治システムが特定の利害には権力行使を控えたり、あることは利害の種類に応じて「政治的考慮の機会」の程度が異なって享受せられたりするところ意味で用いてるようである (Vgl.Ebd.S.141. 邦訳、9頁)。

(9) Ebd., S.141. 邦訳、9頁。

(10) Claus Offe, "Klassenherrschaft und politisches System.Zur Selektivität politischer Institutionen", in Offe, 1972, S.68. 寿福編訳前掲書、四11頁。

(11) Ebd., S.73. 邦訳、四六頁。

B.Jessop, *The Capitalist State*, p.127. 邦訳、115—116頁。

B.Jessop, *State Theory*, pp.148—149. 邦訳、111—112頁。

(14) *Ibid.*, pp.260—262. 邦訳、1179—1183頁。「戦略的選択性」の詳しい内容については、田口前掲書『政治学講義』、一四七—五二頁、を参照。なお、→・エルンスト・ショーファーの国家論が「戦略的」観点を重視しており、「資本主義的社会編成

- (15) 「政治化」の影響を受ける論理として、より具体的な表現として、Joachim Hirsch, "Politische Form, politische Institutionen und Staat", in Josef Esser, Christoph Görg und J.Hirsch (Hg.), Politik, Institutionen und Staat, Hamburg: VSA-Verlag, 1994, S.185-187.
- (16) B.Jessop, *State Theory*, pp.259-261. 邦訳、三十七九 - 三七八一頁。
- (17) Vgl. C.Offe und W.D.Narr, "Einführung", S.27-29.
- (18) B.Jessop, *The Capitalist State*, p.127. 邦訳、一五五頁。
- (19) 「政治化」の表現法と「社会システムの矛盾の表現法」という点では、一九七〇年頃から七五年以降ではウェイトの置き方が変化していく。これ、「社会システムの矛盾の表現法」と述べてある（以下前掲論文「クラウス・オットーの教育政策論（一）」、七八一頁）。
- (20) C.Offe, "Krisen des Krisenmanagement", S.213. 周知の如く、このモデルは、ハーベーマトの影響を受けて、まさに同様のモデルが彼の次の著作においても採用されている。Jürgen Habermas, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Frankfurt/M: Suhrkamp, 1973, S.15. 綱谷貞雄訳『晚期資本主義における正統化の諸問題』（河出書房、一九七九年）。
- (21) Claus Offe, "Krisen des Krisenmanagement", S.97.
- (22) Ebd., S.200.
- (23) Claus Offe und Volker Ronge, "Thesen zur Begründung des Konzepts des »kapitalistischen Staates« und zur materialistischen Politikforschung", in Claudio Pozzoli (Hg.), Rahmenbedingungen und Schranken Staatlichen Handelns, Frankfurt/M:Suhrkamp, 1976, S.64-69. Vgl. C.Offe, "Krisen des Krisenmanagement", S.21ff. Ders. "Tauschverhältnis und politische Steuerung". J.Keane, "Introduction", p.14.C.Pierson, *Beyond the Welfare State?*, pp.58-61. 邦訳、一九八一〇〇頁。
- (24) C.Offe, "Krisen des Krisenmanagement", S.220f.
- (25) Ebd., S.216ff. 「政治化」の影響を受ける論理としてはそれぞれ、財政危機、国家活動の増大に伴う国家行政内部の非合理性の拡大、

及び大衆忠誠の低下、である。

說

論

(27) (26) C.Offe, "Tauschverhaltnis und politische Steuerung", S.31-34.邦訳、八六一八八頁。
ただし、「国家導出」論に対するオッフェの特徴は、国家が「総資本」としての

ムハラクにある（Ebd., S.34-36。邦訳、八八一九〇頁）。この点について、丸山前掲論文「クラウス・オッフェの新しい政治譜（上）」「

四一四一頁

(28) この点について、山下前掲「クラウス・オツフエの資本制国家論についての一考察(1)」、一二四、一一一)――三四頁、をも参照。

⁽³⁰⁾ Claus Offe, Berufsbildungsreform. Eine Fallstudie über Reformpolitik, Frankfurt/M.: Suhrkamp, 1975, S. 303.
⁽³¹⁾ Ebd., S. 17.

(31) Claus Offe und Gero Lenhardt, "Staatstheorie und Sozialpolitik," Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderband H.19, 1977, S.117. 但しオッフェは、りへして形成された政策は、決して国家の内部領域にのみ効果・影響を及ぼすのではなく、「例外なく」社会諸集団の社会政策上の給付水準や権力チャンスなどの「外部的影響」をも及ぼすと付け加えている。

⁽³³⁾ Claus Offe, "Rationalitätskriterien und Funktionsprobleme politisch-administrativen Handelns", *Léviathan*, H.2, Nr.3, 1974, S.334. 対照標書。—— 1111 欄。

訳前掲書、一二二頁。

(34) Ebd., S.344. 邦語、二二七頁。

³⁵ Claus Offe, "The Theory of the Capitalist State and the Problem of Policy Formation", in Leon N. Lindberg, Robert Alford, Colin Crouch and C. Offe (eds.), *Stress and Contradiction in Modern Capitalism*, Massachusetts: Lexington Books, 1975, pp. 126-127. 回々の資本主義国家定義が、次の體式によく似ています。C.Offe und V. Ronge, "Thesen zur Begründung des Konzepts des »kapitalistischen Staates« und zu

materialistischen Politikforschung", S.55-57.

(36) *Ibid.*, p.135.

(37) *Ibid.*, p.140.

(38) *Ibid.*, p.144.

(39)

C.Offe, "Rationalitätskriterien und Funktionsprobleme politisch-administrativen Handelns", S.335. 執筆： 11月—11回。

(40) Vgl.C.Offe, "Fessel und Bremse", Ders. "Sozialwissenschaftliche Aspekte der Diskussion", in Joachim J.Hesse und Christoph Zöpel (Hg.),

Der Staat der Zukunft: Forum x Zukunft 5, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1990, S.123ff. Ders. "Die Staatstheorie auf der Suche nach ihrem Gegenstand. Beobachtungen zur aktuellen Diskussion", in Thomas Ellwein u.a. (Hg.), Jahrbuch zur Staats- und Verwaltungswissenschaft, Band 1, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1987. など最後の論文については、小野前掲「先進諸国における国家の変容」、111頁—111頁、が簡単な紹介を行なっている。

(42) 諒解のならぬに付随しておこう。七〇年代末から八〇年代初期のオッフェが、やがて他の社会的領域のみに視点を転換せた（やがてその後に再び国家への関心を移した）といった意味で語つてくるのではない。実際には、この時期の彼は、国家に関する論文も発表している。したがって、社会への視点→国家論における変化という提え方は、オッフェ自身の純粹に時系列的な展開ところである。彼の議論の私ならの分析的な構成に基づいてある。

(43) C.Offe, Berufsbildungsreform, S.313-316.

(44) C.Offe, "Tauschverhältnis und politische Steuerung", S.50. 執筆： 10月—10月。

Ebd., S.51. 執筆： 10月。

(45) Claus Offe, "Überlegungen und Hypothesen zum Problem politischer Legitimation", in Rolf Ebbighausen (Hg.), Bürgerlicher Staat und

論説 politische Legitimation, Frankfurt/M: Suhrkamp, 1976, S.88. 寿福編訳「前掲書」、一七七頁。

(47) Ebd.,S.88f. 邦訳、一七七頁。

(48) J.Habermas, "Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus", S.97f. 邦訳、一〇八頁。またコノリーや、「ハーバーマスは合理的に繰成された社会においては、正統性の妥当な基準を織り上げ、公共的権力がその基準に対応して活動する」ことがやがれの主張していふ。」*上述*（William E. Connolly, "Introduction: Legitimacy and Modernity" in do.(ed.), *Legitimacy and the State*, Oxford: Basil Blackwell, 1984, p.14)。

(49) C.Offe, "Überlegungen und Hypothesen zum Problem politischer Legitimation", S.90f. 邦訳、一八〇頁。

(50) Ebd., S.92. 邦訳、一八一頁。

(51) Ebd., S.89. 邦訳、一七八頁。

(52) C.Offe, Berufsbildungsreform, S.16, 315.

(53) C.Offe, "Überlegungen und Hypothesen zum Problem politischer Legitimation", S.99. 邦訳、一九〇頁。

(54) Ebd., S.99f. 邦訳、一九〇—一九一頁。

(55) Vgl.Ebd., S.98f. 邦訳、一八九—一九〇頁。

(56) C.Offe, "Spätkapitalismus", S.24.

(57) オットー・ニーハウスは八〇年代前半では、「社会主義」について語っている。C.Offe, "Reflections on the Welfare State and the Future of Socialism", pp.296-299. 邦訳、一一一—一一三頁。を参照。ただし、ニーハウスは「現代の社会主義政治」の意義を、「資本主義システムにより優れた学習能力を発展させる」として、そのシステムの「盲目的發展の論理に抵抗する」ことに見出してゐる。なお彼は八九年の論文において、「解放の社会秩序のための包括的な構造規定としての『社会主義』概念は、今日では実現可能性がない」と「断じ」してゐる（C.Offe, "Fessel und Bremse", S.746）。

- (58) D.Held, *Models of Democracy*, 2nd ed., p.226.
- (59) *Ibid.* <スルや挙げて、次の著作で、Offe, 1996. Do. *Varieties of Transition: The East European and East German Experience*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 1997.
- (60) John Kean, "The Legacy of Political Economy: Thinking with and against Claus Offe", *Canadian Journal of Political and Social Theory*, vol.2, no.3, 1978, pp.69-70.
- (61) *Ibid.*, p.70.
- (62) Tilman Allert, "Legitimation und gesellschaftliche Deutungsmuster. Zur Kritik der politischen Krisentheorie", in R.Ebbighausen (Hg.), a.a.O., S.218.
- (63) 本稿第1章や参考。
- (64) J.Cohen, "Between Crisis Management and Social Movement", p.25.
- (65) *Ibid.*, p.26.